

光・電子技術活用促進事業に係るQA

No	要領区分	Q	A
1	3. 補助金の種類・補助対象事業	光・電子技術を活用した製品の範囲はどこまでか。	光部品または電子部品で主な機能・性能を維持される製品です。なお、製造過程で光技術や電子技術を利用する製品は除きます。
2	7. 申請の手続き	申請書（第1号様式）の「2 補助金交付申請額」と「3 補助対象経費」とはどういう意味か。	「3 補助対象経費」とは、事業に係る経費の総額のうち、当補助事業が該当すると認める経費になります。具体的には、公募要領の別表に掲げる経費の合計額となります。 「2 補助金交付申請額」は、その「補助対象経費」の1/2以内の金額となります。ただし、新規参入製品開発補助金の場合は2,000千円、既存事業導入補助金の場合は1,000千円が上限となります。
3	2. 補助対象者	今、光・電子技術を活用した製品を作っている会社が、新たに違う分野に向けた光・電子技術を活用した製品を作る場合は、新規参入製品開発補助金に該当するか。	新規参入製品開発補助金の対象者は、これまで光・電子技術を活用した製品開発を行っていない中小企業等になります。光・電子技術の違う分野の製品を作る場合には、新規参入とはみなしません。
4	3. 補助金の種類・補助対象事業	レーザー加工機をすでに導入しており、生産性向上のため、2台目のレーザー加工機を導入する場合、既存事業導入補助金に該当するか。	既存事業の生産性向上にあたり抱える課題解決に貢献する導入であれば、該当します。なお、単なる機械や装置の買い替えの場合は、該当しません。その場合、県制度融資「クラスター産業分野支援貸付」は該当となりますので、ご確認ください。
5	7. 申請の手続き	申請書（第1号様式）（1）共通の事業に係る先行技術とは、自社にある先行技術か、他社にある先行技術を記載するか。	自社（自社にある場合）と他社の両方を記載してください。
6	2. 補助対象者	電子回路設計を行っている企業が、レーザー装置を新たに製造する場合は、新規参入製品開発補助金に該当するか。	新規参入製品開発補助金の対象者は、これまで光・電子技術を活用した製品開発を行っていない中小企業等になります。光・電子技術の違う分野の製品を作る場合には、新規参入とはみなしません。
7	8. 審査方法	新規参入製品開発補助金の申請時に新規参入であるかどうかを確認するか。	必要に応じて、電話等で確認する場合があります。また、交付決定後に、必要に応じて現地で確認することもあります。
8	2. 補助対象者	電子機器製造の企業は、新規参入製品開発補助金の対象にはならないか。	すでに電子機器を製造している企業は、新規参入とは見なされないため、新規参入製品開発補助金の対象にはなりません。

9	4. 補助対象経費	弁理士費用及び公証人費用は補助対象経費となるか。	産業財産権等導入・取得費として、補助対象経費となります。
10	2. 補助対象者	農家は対象となるか。	当補助金の対象である中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者です。個人農家及び農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）は、資本金（出資金）又は従業員の基準を満たせば中小企業に該当します。なお、農事組合法人は該当しません。

